

三重県工業用水道条例及び

三重県工業用水道条例施行規程

〔令和三年二月〕

三重県企業庁

目次

三重県工業用水道条例

三重県工業用水道条例施行規程

【参考】

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例	37
企業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程	43

三重県工業用水道条例

(平成二年三月二十三日 三重県条例第六号)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、三重県工業用水道事業の給水に係る料金その他供給条件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理者 三重県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十一号。以下「設置条例」という。)第五条第一項に規定する管理者をいう。
- 二 使用者 管理者の承認を受けて工業用水の給水を受けている者をいう。
- 三 時間最大使用水量 一日の各時間における使用水量のうち最大の水量をいう。
- 四 基本使用水量 時間最大使用水量に二十四を乗じて得た水量をいう。
- 五 超過使用水量 時間最大使用水量を超過して使用した水量をいう。ただし、第二十一条第二項の規定により工業用水の使用の休止の承認を受けた水量(以下「休止水量」という。)がある場合は、基本使用水量から休止水量を減じて得た水量の二十四分の一の水量を超過して使用した水量をいう。
- 六 配水施設 配水池、配水管及びこれらに附属する施設をいう。
- 七 給水施設 配水施設から分岐して管理者が管理する制水弁に至るまでの給水管及びこれに附属する施設をいう。
- 八 受水施設 給水施設から分岐して設けられた受水管、量水装置(量水器及びこれに附属する機器類をいう。)、受水槽及びこれらに附属する施設をいう。

(給水の対象)

第三条 工業用水の給水は、設置条例第四条第二号に規定する給水区域において一給水先当たりの基本使用水量が一〇〇立方メートル以上の者に対して行う。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第二章 給水の申込み及び承認等

(給水の申込み)

第四条 工業用水の給水を受けようとする者は、管理者に給水の申込みをしなければならない。

(給水の承認)

第五条 管理者は、前条の規定による給水の申込みがあつた場合は、給水能力に余裕がないときその他正当な理由があるときを除き、時間最大使用水量及び基本使用水量を決定し、これを承認するものとする。

2 管理者は、前項の承認に際しては、給水に関し必要な条件を付けることができる。

(基本使用水量の変更)

第六条 使用者は、前条の規定により決定された基本使用水量について、正当な理由がある場合には、変更の申出をすることができる。

2 前条の規定は、基本使用水量を変更する場合に準用する。

(氏名等の変更)

第七条 使用者は、その氏名若しくは名称、代表者の氏名又は住所若しくは所在地に変更があつたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第八条 使用者は、管理者の承認を受けなければ、この条例に基づく権利又は義務を第三者に譲渡することができない。

2 相続又は合併により使用者の地位を承継した者は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(用途の制限)

第九条 使用者は、給水される工業用水を工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第一項に規定する工業以外の用途に使用してはならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(消火栓の使用)

第十条 管理者が工業用水道に設置した消火栓は、火災又は消火演習の場合を除くほか使用することができない。

第三章 配水施設等の工事及び管理並びに費用の負担

(配水施設及び給水施設の工事)

第十一条 配水施設及び給水施設の設置、改造又は撤去の工事は、管理者が施工するものとする。

2 管理者は、給水を受けようとする者からの給水申込み又は使用者からの基本使用水量の変更の申出により、前項の工事が必要となるときは、その工事費用の全部又は一部を、給水を受けようとする者又は使用者（以下「使用者等」という。）に負担させることができる。

(受水施設の工事)

第十二条 受水施設（量水装置を除く。）の工事は、使用者等が施工するものとする。

2 使用者等は、前項の工事の設計及び施工を管理者に委託することができる。この場合の費用は、使用者等の負担とする。

3 使用者等は、受水槽を設置しようとするときは、あらかじめ管理者と容量、形式等について協議するものとする。

(量水装置の設置)

第十三条 量水装置は、管理者と使用者等が協議のうえ設置場所を定め、管理者が設置し、管理するものとする。

2 使用者等は、量水装置の設置に要する土地及び建物を管理者に無償で使用させなければならない。

(量水装置の移転費用)

第十四条 使用者の請求に基づき量水装置の移転工事を実施した場合の費用は、使用者の負担とする。

(量水装置の検査請求)

第十五条 使用者は、量水装置の機能に異常があると認めるときは、管理者に当該装置の機能の検査を請求することができる。

(制水弁の操作禁止)

第十六条 使用者は、管理者の承認を受けた場合を除き、配水施設及び給水施設の制水弁を操作してはならない。

(工事費用の算出)

第十七条 第十一条第二項、第十二条第二項及び第十四条の工事費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

一 工事費

二 工事雑費

三 事務雑費

四 前三号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用

2 工事費用の算出について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費用の前納及び精算)

第十八条 第十一条第二項及び第十四条の規定により工事費用を負担すべき者並びに第十二条第二項の規定により工事を委託する者は、管理者の定める工事費用を前納しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により前納した工事費用は、工事完成後精算し、過不足あるときは、これを還付し、又は追徴する。

第四章 給水

(給水の原則)

第十九条 管理者は、災害、異常渇水、工業用水道施設の損傷その他不可抗力による場合又は工業用水道施設の拡張、改良及び修繕の工事等によりやむを得ない理由がある場合を除くほか、給水を制限し、又は停止してはならない。

2 管理者は、給水を制限し又は停止しようとするときは、緊急の場合を除くほか、あらかじめ、その日時及び区域並びにその理由を使用者に通知しなければならない。

3 管理者は、給水の制限又は停止によって使用者に損害が生じても、その責任を負わないものとする。

(適正使用の原則)

第二十条 使用者は、工業用水を常時均等に使用するよう努めなければならない。

2 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、受水槽の設置又は増設その他工業用水の使用法の改善等の措置を指示することができる。

(使用の開始及び休止)

第二十一条 使用者は、工業用水の使用を開始しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 使用者は、操業の短縮、停止等により工業用水の使用の全部又は一部を休止しようとするときは、一日当たりの休止しようとする水量を定め、管理者が別に定める期日までにその旨を申し出て、その承認を受けなければならない。

(使用の廃止)

第二十二条 使用者は、工場の閉鎖等やむを得ない理由により工業用水の使用を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の承認を受けた者から当該廃止に係る費用を徴収することができる。

(超過使用水量の決定等)

第二十三条 管理者は、毎月定例日に量水器を検針して当該月の超過使用水量を決定するものとする。ただし、量水器に故障があると認めるときは、その故障期間中における超過使用水量は、管理者が認定するところにより決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により超過使用水量を決定したときは、使用者に通知するものとする。

3 第十九条第一項の規定により給水の制限をしたときの超過使用水量は、第二条第五号の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより決定する。

4 管理者は、使用者が火災に際し受水施設に設置した消火栓を使用した場合において、超過使用水量となる水量があるときには、その水量を認定し、その月の超過使用水量からこれを控除するものとする。

第五章 料金

(料金の算定)

第二十四条 工業用水の料金（以下「料金」という。）は、次に定める額の合計額に百分の百十を乗じて得た額とする。

一 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、別表に定める基本料金の単価を乗じて得た額

二 使用料金 基本使用水量から休止水量を減じて得た水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、別表に定める使用料金の単価を乗じて得た額

三 超過料金 第二十三条第一項又は第三項の規定により決定した超過使用水量に対し、別表に定める超過料金の単価を乗じて得た額

2 月の中途において、工業用水の使用を開始し、若しくは廃止し、又は基本使用水量に変更があつた場合の料金は、日割計算とする。

(責任使用水量制)

第二十五条 基本料金及び使用料金の額の算定については、使用者が一日の間において、基本使用水量（休止水量がある場合には、当該水量を減じて得た水量）の全部又は一部を使用しなかつた場合においても、これを使用したものとみなす。

(料金の納入)

第二十六条 使用者は、毎月料金を管理者の定める納入期限までに納めなければならない。

(延滞金の徴収)

第二十七条 削除〔平成二十六年条例七十二号〕

(料金の減免)

第二十八条 管理者は、第十九条第一項の規定により給水を制限し、又は停止した場合は、料金を減免することができる。

(料金納入後の過不足精算)

第二十九条 過誤その他の事由により料金の払戻し、又は追徴を必要とする場合は、その翌月以降の料金において精算する。

第六章 雑則

(給水の停止処分)

第三十条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

- 一 料金及びこの条例により負担すべき費用を納入期限経過後三月以上納付しないとき。
- 二 料金の徴収を免れようとして、不正の行為をしたとき。
- 三 正規の手続を経ないで、工事を行い又は給水施設を使用したとき。
- 四 管理者の命じる職員の職務執行を拒み、又は妨害したとき。
- 五 前各号のほか、この条例の規定又はこれに基づく命令に違反したとき。

(立入検査)

第三十一条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、使用者の工場等に立ち入り、受水施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(他の条例との関係)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

(手続き等の経過措置)

2 この条例施行前に三重県工業用水道供給条例(昭和三十六年三重県条例第五号。以下「旧条例」という。)の規定に基づいて行われた手続きその他の行為は、この条例の相当規定による手続きその他の行為とみなす。

(量水装置の経過措置)

3 旧条例の規定に基づき使用者が設置した量水器に係る取り扱いについては、管理者が量水装置の更新を行うまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成五年三月二十六日三重県条例第十五号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十五日三重県条例第四十五号)

1 この条例は、平成九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の第二十四条の規定にかかわらず、施行日前から継続している給水で、施行日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日三重県条例第四十九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年十二月二十六日三重県条例第九十号)

この条例は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十八日三重県条例第三十七号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年十二月二十五日三重県条例第七十五号)

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十九日三重県条例第五十五号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第七十二号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十四条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している給水であって、施行日から平成二十六年四月三十日までの間に同条第一項に規定する料金（以下この項及び次項において「料金」という。）の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日から三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の施行の日の前日までに発生した料金又は改正後の三重県工業用水道条例により負担すべき費用（以下「料金等」という。）のうち、納入期限までに納入されないものについては、改正後の第三十二条の規定にかかわらず、次項から附則第九項までの規定を適用する。

4 三重県工業用水道条例第二条第一号に規定する管理者（附則第九項において「管理者」という。）は、料金等が納入期限までに納入されなかったときは、納入の遅滞に係る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）を徴収する。

5 前項の遅延損害金の額は、同項の納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、料金等の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

6 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる料金等の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

7 附則第五項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

8 附則第五項に規定する年当たりの割合は、しゅんねん 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

9 管理者は、納入期限までに料金等が納入されなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、附則第四項の遅延損害金を減免することができる。

10 施行日前に発生した改正前の第二十四条第一項に規定する料金又は改正前の三重県工業用水道条例により負担すべき費用のうち、納入期限までに納入されないものについては、施行日以後の期間にあつては附則第四項から前項までの規定を適用し、施行日前の期間にあつてはなお

従前の例による。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第二十九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第三十五号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第五十号）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 改正後の第二十四条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している給水であつて、施行日から平成三十一年十月三十一日までの間に同条第一項に規定する料金（以下この項において「料金」という。）の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

別表（第二十四条関係）

施設名	単 価	
	基 本 料 金	使 用 料 金
北伊勢工業用水道	一立方メートルにつき 一四円五〇銭	一立方メートルにつき 四円
松阪工業用水道	一立方メートルにつき 一四円九〇銭	一立方メートルにつき 一円一〇銭
中伊勢工業用水道	一立方メートルにつき 二七円四〇銭	一立方メートルにつき 二円
		超 過 料 金
北伊勢工業用水道		一立方メートルにつき 三七円
松阪工業用水道		一立方メートルにつき 三二円
中伊勢工業用水道		一立方メートルにつき 五八円八〇銭

三重県工業用水道条例施行規程

(平成二年三月三十日 三重県企業庁管理規程第二号)

(趣旨)

第一条 この規程は、三重県工業用水道条例(平成二年三重県条例第六号。以下「条例」という。)第三十三条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水の申込み)

第二条 条例第四条の規定により工業用水の給水を受けようとする者又は条例第六条第一項の規定により基本使用水量の変更を申し出ようとする者は、工業用水給水(変更)申込書(第一号様式)を管理者が指定する日までに提出しなければならない。

(給水の承認等)

第三条 管理者は、条例第五条の規定により時間最大使用水量及び基本使用水量を承認したとき又は条例第六条第二項の規定により基本使用水量の変更を承認したときは、基本使用水量(変更)承認通知書(第二号様式)を工業用水の給水を受けようとする者又は使用者に交付するものとする。

(氏名等の変更)

第四条 条例第七条に規定する氏名若しくは名称、代表者の氏名又は住所若しくは所在地に変更があつたときの届出は、氏名等変更届(第三号様式)によるものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第五条 条例第八条第一項により工業用水の給水に関する権利又は義務の譲渡について承認を得ようとする者は、権利又は義務の譲渡承認申請書(第四号様式)を管理者が指定する日までに提出しなければならない。

2 管理者は、前項の承認に際しては、権利又は義務の譲渡承認通知書(第五号様式)を使用者に交付するものとする。

3 条例第八条第一項の規定により権利又は義務を譲渡された者には、第二条及び第三条の規定を準用する。

(地位の承継)

第六条 条例第八条第二項に規定する使用者の地位を承継した者は、使用者地位承継届(第六号様式)を速やかに管理者に提出しなければならない。

(消火栓の使用)

第七条 消火のために消火栓を使用した者は、速やかに管理者に通報しなければならない。

2 消火演習のために消火栓を使用する者は、使用の七日前までに消火栓使用許可申請書(第七号様式)を管理者に提出しなければならない。
3 管理者は、前項の申請が適当と認めるときは、消火栓使用許可書(第八号様式)を申請者に交付するものとする。

(受水施設工事の施工委託)

第八条 条例第十二条第二項の規定により管理者に受水施設工事の施工を委託しようとする者は、受水施設工事施工委託申請書(第九号様式)を提出しなければならない。

(量水装置の設置)

第九条 条例第十三条第一項の規定により管理者が設置する量水装置は、次に掲げる要件を具備するものとする。

- 一 流量を時間的に自動記録するもの
- 二 流量を積算するもの
- 三 計量誤差(＋・－)百分の四以内のもの

(量水装置の移転)

第十条 条例第十四条の規定により量水装置の移転を請求しようとする者は、量水装置移転工事施工申込書(第十号様式)を管理者に提出しなければならない。

(量水装置の機能検査)

第十一条 条例第十五条の規定により量水装置の機能検査を請求しようとする者は、量水装置機能検査請求書(第十一号様式)を管理者に提出しなければならない。

(工事費用の算出)

第十二条 条例第十七条第二項に規定する工事費用の算出は、次に定めるところによる。

- 一 工事費 管理者の積算基準による。
- 二 工事雑費及び事務雑費 工事の現場に直接必要な経費及び工事の施工に必要な事務費で、別表に定める工事費の区分に応じた算式により計算した額
- 三 前二号に掲げるもののほか、特別費用を必要とするときは、その実費
(工事費用の前納及び精算)

第十三条 条例第十八条第一項又は第二項の規定により管理者が工事費用を前納させるとき又は精算するとき、工事費用内訳書を付けて行うものとする。

(給水の制限等の通知)

第十四条 管理者は、条例第十九条第二項又は第三十条の規定により給水の制限又は停止の通知をするときは、工業用水給水制限(停止)通知書(第十二号様式)を使用者に交付するものとする。

(改善等の指示)

第十五条 管理者は、条例第二十条第二項の規定により工業用水の適正使用に関する改善等の措置を指示するときは、改善等指示書(第十三号様式)を使用者に交付するものとする。

2 使用者は、前項の指示により改善等を行ったときは、改善等結果報告書(第十四号様式)を管理者に提出しなければならない。(使用開始及び休止)

第十六条 条例第二十一条第一項の規定により工業用水の使用を開始しようとする者は、使用開始の十日前までに工業用水使用開始届(第十五号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 条例第二十一条第二項の規定により工業用水の休止の申出をするときは、それぞれ次の各号に掲げる休止期間の初日の二十日前までに、工業用水使用休止承認申請書(第十六号様式)を管理者に提出しなければならない。

- 一 毎年五月一日から十月三十一日まで
- 二 毎年十一月一日から四月三十日まで

3 管理者は、前項の申請を適当と認めるときは、工業用水使用休止承認通知書(第十七号様式)を使用者に交付するものとする。(使用の廃止)

第十七条 条例第二十二条の規定により工業用水の使用を廃止しようとする者は、その予定日の三月前までに工業用水使用廃止承認申請書(第十八号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を適当と認めるときは、工業用水使用廃止承認書(第十九号様式)を使用者に交付するものとする。(量水器の検針定例日)

第十八条 条例第二十三条第一項に規定する量水器の検針の定例日は、その月の末日(十二月にあつては、二十七日)とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、この限りでない。

2 管理者は、条例第二十三条第二項から第四項までの規定により超過使用水量を決定し又は認定したときは、超過使用水量決定（認定）通知書（第二十号様式）を使用者に交付するものとする。

（料金の納入期限）

第十九条 条例第二十六条に規定する管理者の定める納入期限は、条例第二十三条に規定する量水器の検針日の属する月の翌月の二十日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。
（料金の減免）

第二十条 条例第二十八条の規定により料金を減免する場合は、条例第十九条の規定により給水を制限し又は停止した期間に応じて管理者が決定した水量に使用料金の単価を乗じて得た額を使用料金から減ずるものとする。

（立入検査の身分証明書）

第二十一条 条例第三十一条第二項に規定する身分を示す証票は、身分証明書（第二十一号様式）とする。

（文書の経由）

第二十二条 条例又はこの施行規程により管理者に提出する書類は、当該工業用水道を所管する事業所の長を経由しなければならない。

附 則

1 この管理規程は、平成二年四月一日から施行する。

2 この管理規程の施行前に三重県工業用水道供給条例規程（昭和四十二年三重県企業庁管理規程第四号。以下「旧規程」という。）の規定によつて行われた手続その他の行為は、この管理規程の相当規程による手続その他の行為とみなす。

3 この管理規程の施行前に旧規程に基づいて調整した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間所要の調整をして使用することができる。

4 この管理規程施行後の最初の休止期間は、管理規程第十六条第二項第一号の規定にかかわらず平成二年七月一日から十月三十一日までの間とする。

附 則（平成五年四月一日三重県企業庁管理規程第四号）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 この管理規程の施行前に、改正前の三重県工業用水道条例施行規程に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第12条関係）

工事費	「工事雑費」及び「事務雑費」の合計額
3億円以下	工事費の4.0%
3億円を超え10億円以下	工事費の3.5% (ただし、1,200万円に満たない場合は、1,200万円とする。)
10億円を超え20億円以下	1,500万円＋工事費の2.0%
20億円を超え30億円以下	3,500万円＋工事費の1.0%
30億円を超えるもの	5,000万円＋工事費の0.5%

附 則（平成六年三月二十九日三重県企業庁管理規程第二号）

1 この管理規程は、平成六年四月一日から施行する。

2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成十一年三月十九日三重県企業庁管理規程第五号）

この管理規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年七月二日三重県企業庁管理規程第十四号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日三重県企業庁管理規程第三号）

この管理規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県企業庁管理規程第五号）

1 この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この管理規程による改正前の三重県工業用水道条例施行規程に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和三年二月十二日三重県企業庁管理規程第五号）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 この管理規程による改正前の三重県工業用水道条例施行規程に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

工業用水給水（変更）申込書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
 （申込者）名 称
 代表者職氏名

次のとおり給水を受けたい（給水の内容を変更したい）ので、申し込みます。

給 水 場 所			
給 水 工 場 名			
給水開始予定期日 又は変更開始予定期日	年 月 日		
時間最大使用水量	1時間当たり ()	立方メートル	
基本使用水量	1日当たり ()	立方メートル	
用 途	汽罐用 $m^3/日$	原料用 $m^3/日$	
	冷却用 $m^3/日$	〇〇用 $m^3/日$	
	洗浄用 $m^3/日$	〇〇用 $m^3/日$	
申 込（変 更）理 由			
貯 水 槽 設 置 の 有 無	設置する（容量 ）設置しない（理由 ）		

- （注） 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難しい場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
- 2 変更の申込みの場合は、時間最大使用水量欄及び基本使用水量欄に変更後の水量を記入し、それぞれ同欄の（ ）内に変更前の現に決定されている水量を記入すること。
 なお、時間最大使用水量は、小数第2位までとし、第3位を切り捨てること。
- 3 変更の申込みの場合は、業務概要の記載を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、A列4番とすること。

業 務 概 要

1. 工 業 用 水 使 用 現 況

主用製品名	区 分	自家用		買 水		海 水	合 計
		地表水	地下水	上水道	工業用水道		
	使用水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)						
	用水単価 ($\text{円}/\text{m}^3$)						

2. 工 業 用 水 需 給 計 画

区 分		現 年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
年間出荷額 (千円)						
従業員数 (人)						
工場面積 (m^2)						
需 要 量 の 内 訳	自家用 水 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	上 水 道 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	工業用水道 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	給水開 始期日					
	海 水 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
合 計 ($\text{m}^3/\text{日}$)						
伸 率 (%)		100				

第 年 月 日 号

様

三重県企業庁長

印

基本使用水量（変更）承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった給水（変更）については、次のとおり承認したので、通知します。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
時 間 最 大 使 用 水 量	1 時間当たり 立方メートル ()
基 本 使 用 水 量	1 日当たり 立方メートル ()
給 水 開 始 年 月 日 (変更給水開始年月日)	年 月 日
承 認 条 件 等	

- (注) 1 変更決定の通知の場合は、時間最大使用水量欄及び基本使用水量欄に変更後の水量を記入し、それぞれ同欄の () 内に変更前の現に決定されている水量を記入すること。
 なお、時間最大使用水量は、小数第2位までとし、第3位を切り捨てること。
- 2 段階的使用を認めるときは、承認条件等欄へ付記すること。
- 3 貯水槽設置の条件等は、承認条件等欄へ付記すること。
- 4 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第3号様式（第4条関係）

氏名等変更届

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(届出者) 名 称
代表者職氏名

次のとおり（代表者の氏名、名称、住所又は所在地）を変更したので、届け出ます。

区 分	変 更 前	変 更 後	変更（異動）年月日
変 更 内 容	氏名又は名称及び代表者の氏名		年 月 日
	住所又は所在地		年 月 日
変 更 理 由			

(注) 用紙の大きさは、A列4番とすること。

権利又は義務の譲渡承認申請書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
 (譲渡者) 名 称
 代表者 職 氏 名
 住所又は所在地
 (譲受者) 名 称
 代表者 職 氏 名

次のとおり工業用水道の使用者の権利又は義務の譲渡（受）をしたいので、承認をお願いします。

区 分	譲 渡 者	譲 受 者
譲 渡 (受) 場 所		
譲 渡 (受) 工 場 名		
譲 渡 (受) 予 定 年 月 日	年 月 日	
譲 渡 (受) 理 由 又 は 条 件		
譲 渡 (受) 水 量	時間最大使用水量 () m ³	1 時間あたり () m ³
	基本使用水量 () m ³	1 日あたり () m ³
そ の 他		

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難しい場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
- 2 譲渡したことを証する書類（写しでも可）を添付すること。
- 3 譲渡者は、譲渡前の水量を譲渡（受）水量欄の（ ）に記入すること。
 なお、時間最大使用水量は小数第2位までとし、第3位を切り捨てること。
- 4 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第 年 月 日 号

様

三重県企業庁長

印

権利又は義務の譲渡承認通知書

年 月 日付けで申請のありました権利又は義務の譲渡については、次のとおり承認したので、通知します。

区 分		譲 渡 者	譲 受 者
譲 渡 （ 受 ） 場 所			
譲 渡 （ 受 ） 工 場 名			
譲 渡 （ 受 ） 予 定 年 月 日			
譲 渡 （ 受 ） 水 量	時 間 最 大 使 用 水 量	1 時 間 当 たり (m ³)	1 時 間 当 たり (m ³)
	基 本 使 用 水 量	1 日 当 たり (m ³)	1 日 当 たり (m ³)
承 認 条 件 等			

- (注) 1 譲渡（受）水量欄の（ ）には、譲渡前の水量を記入すること。
 なお、時間最大使用水量は、小数第2位までとし、第3位を切り捨てること。
 2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

使用 者 地 位 承 継 届

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(届出者) 名 称
代表者 職 氏 名

次のとおり工業用水道の使用者の地位を承継（相続又は合併）したので、届け出ます。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
承 継 年 月 日	
承 継 の 理 由	
承 継 し た 水 量	時間最大使用水量 1時間あたり m³
	基本使用水量 1日あたり m³
前 使 用 者	住 所
	名 称
	代 表 者 氏 名

- (注) 1 承継したことを証する書類（写しでも可）を添付すること。
 2 時間最大使用水量は、小数第2位までとし、第3位を切り捨てること。
 3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

消火栓使用許可申請書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(申請者) 名 称
代表者 職 氏 名

次のとおり管理者が工業用水道に設置した消火栓を使用したいので、申請します。

消火栓の場所	
使用消火栓数	基
使用予定者数	人
使用代表者名 及び連絡先	(電話番号)
使用目的	
使用日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後 午後

- (注) 1 消火演習場所及び使用しようとする消火栓が明確に分かる位置図を添付すること。
2 使用開始日の7日前までに提出すること。
3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第 号
年 月 日

様

三重県企業庁長



消火栓使用許可書

年 月 日付けで申請のありました消火栓の使用については、次のとおり許可します。

消火栓の場所	
許可消火栓数	基
許可条件等	
使用許可日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後 午後

(注) 用紙の大きさは、A列4番とすること。

受水施設工事施工委託申請書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(申請者) 名 称
代表者 職 氏 名

次のとおり受水施設工事の施工を委託したいので、申請します。

給水工場	名 称	
	所 在 地	
受水施設工事場所		
工 事 に つ いて の 希 望 事 項	受水施設の 概 要	
	完 成 希 望 年 月 日	
	そ の 他	

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難しい場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
2 受水施設設置予定地点の見取図を添付すること。
3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

量水装置移転工事施工申込書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(申込者) 名 称
代表者 職 氏 名

次のとおり量水装置の移転工事の施工を申し込みます。

移転工事 施工工場	名 称			
	所 在 地			
移 転 工 事 希 望 期 日				
量 水 装 置	製作会社名	製造番号	名 称 及 び 規 格	
移 転 理 由				
移 転 工 事 施 工 に 対 し て の 要 望 事 項				

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難しい場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
2 現在の設置場所及び移転場所の分かる見取図を添付すること。
3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第11号様式（第11条関係）

量水装置機能検査請求書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(請求者) 名 称
代表者 職 氏 名

次のとおり量水装置の機能検査を請求します。

設置場所	
機能検査	
請求理由	

- (注) 1 設置場所の分かる見取図を添付すること。
2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第 年 月 日 号 日

様

三重県企業庁長



工業用水給水制限（停止）通知書

次のとおり給水を制限（停止）しますので、通知します。

制限（停止） 年 月 日	午前 年 月 日 時 分から 午後 年 月 日 時 分まで 午後			
制限（停止） 水 量 及 び	使用 水量	m ³ /時間	制 水 限 使 用 量	m ³ /時間
		m ³ /日		m ³ /日
制 限 率	制 限 率	%		
制 限（ 停 止 ） 理 由				
そ の 他				

- (注) 1 「使用水量」とは、基本使用水量から休止水量を減じた水量をいう。
 なお、時間当たりの使用水量及び制限使用水量は、小数第2位までとし、第3位を切り捨てること。
- 2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第13号様式（第15条関係）

第 年 月 日 号

様

三重県企業庁長



改善等指示書

工業用水を適正に使用していただくために、次のとおり改善を指示します。
なお、改善等結果報告書を 年 月 日までに提出して下さい。

給水工場名	名称	
	所在地	
指示内容		
指示理由		
改善期限		年 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、A列4番とすること。

改善等結果報告書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(報告者) 名 称
代表者 職 氏 名

年 月 日付け第 号で改善指示のありましたことについては次のとおり改善しましたので、報告します。

工場名	名称	
	所在地	
改善内容		
改善年月日	年 月 日実施完了	

- (注) 1 改善内容が分かる図面、写真等を添付すること。
2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

工業用水使用開始届

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(届出者) 名 称
代表者 職 氏 名

次のとおり工業用水の使用を開始したいので、届け出ます。

給水工場名	名 称	
	所在地	
使用開始年月日	年 月 日 時 分から	
時間最大使用水量	m ³ /時間	
基本使用水量	m ³ /日	

- (注) 1 使用開始の10日前までに提出すること。
2 時間最大使用水量は、小数第2位までとし、第3位を切り捨てること。
3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

工業用水使用休止承認申請書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(申請者) 名 称
代表者職氏名

次のとおり工業用水の使用を休止したいので、申請します。

給水工場名	名 称	
	所在地	
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
時間最大使用水量	m ³ /時間	
うち休止する水量	m ³ /時間	
基本使用水量	m ³ /日	
うち休止する水量	m ³ /日	
休 止 す る 理 由		

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難い場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
- 2 休止期間は、「5月1日から10月31日まで」又は「11月1日から4月30日まで」のいずれかを記入すること。
- 3 休止期間の初日の20日前までに提出すること。
- 4 時間最大使用水量のうち休止する水量は、小数第2位までとし、第3位を切り上げる。
- 5 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第 年 月 日 号

様

三重県企業庁長



工業用水使用休止承認通知書

次のとおり工業用水の使用の休止を承認します。

給水工場名	名 称		
	所 在 地		
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
休 止 水 量	時間当たり水量	m ³ /時間	
	日 当 たり 水 量	m ³ /日	
基 本 使 用 水 量	時間最大使用水量	m ³ /時間	
	日 当 たり 水 量	m ³ /日	
使 用 水 量	時間当たり水量	m ³ /時間	
	日 当 たり 水 量	m ³ /日	

- (注) 1 休止水量の時間当たり水量は、小数第2位までとし、第3位を切り上げること。
 2 使用水量は、基本使用水量から、休止水量を減じた水量とする。
 3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

工業用水使用廃止承認申請書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
(申請者) 名 称
代表者 職 氏 名

次のとおり工業用水の使用を廃止したいので、申請します。

給水工場名	名 称	
	所在地	
廃止年月日	年 月 日から	
基本使用水量	m ³ /日	
廃止する理由		

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難しい場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
2 廃止予定日の3月前までに提出すること。
3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第 年 月 日 号

様

三重県企業庁長



工業用水使用廃止承認書

次のとおり工業用水の使用の廃止を承認します。

給水工場名	名 称	
	所 在 地	
廃止を承認する年月日		年 月 日から
基 本 使 用 水 量		m ³ /日
廃 止 条 件 等		

(注) 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第 年 月 日 号

様

水道事務所長



超過使用水量決定（認定）通知書

次のとおり 年 月分の工業用水超過使用水量を決定（認定）したので、通知します。

超過使用水量		m ³ /月
超過使用水量算出期間		月 日から 月 日まで
参 考	基本使用水量(A)	m ³ /日
	休止水量(B)	m ³ /日
	使用水量(A)-(B)	m ³ /日
備 考		

(注) この通知書は、2部複写とする。

第 2 1 号様式（第 2 1 条関係）

（表）

第 号		
身 分 証 明 書		
所属名		
職氏名		
年 月 日生		
上記の者は、三重県工業用水道条例第 3 1 条の規定に基づき、受水施設の 検査を行う者であることを証明する。		
年 月 日		
三重県企業庁長 印		

9センチメートル

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

（裏）

三重県工業用水道条例抜粋	
（立入検査）	
第 31 条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、使用者の工場等に立ち入り、受水施設を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

(平成二十六年三月二十七日 三重県条例第二号)

(目的)

第一条 この条例は、県が有する債権の管理及び私債権の徴収に関し必要な事項について定めることにより、債権の管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を除く。）をいう。

二 私債権 債権のうち、公債権（法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権であつて、法第二百三十六条第二項に規定する時効による消滅について、時効の援用を要しないものをいう。）以外のものをいう。

三 規則等 規則、法第三百二十八条の四第二項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程をいう。

(他の法令等との関係)

第三条 債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権の管理の基準)

第四条 債権の管理に関する事務は、法令、条例又は規則等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(債権の管理の体制の整備)

第五条 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、債権の管理に関する事務の処理の状況を的確に把握するとともに、規則等で定めるところにより、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整

を行うものとする。

(督促)

第六条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則等で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第七条 知事等は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかったときは、履行の遅滞に係る損害賠償金（以下この条及び第十二条第二項において「遅延損害金」という。）を徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金の額は、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に当該履行期限の翌日における民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条第一項の法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。ただし、損害の賠償又は違約金について債務者と特約をしたときはこの限りでない（次項から第五項までにおいて同じ。）。

3 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる私債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

4 第二項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

5 第二項に規定する年当たりの割合は、じゅん 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

6 知事等は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の遅延損害金を減免することができる。

(強制執行等)

第八条 知事等は、私債権について、第六条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されるときは、次に掲げる措置を採らなければならない。ただし、第十一条の規定による措置を採る場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある私債権（次号の規定による措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない私債権（第一号に該当する私債権で同号の規定による措置を採ってなお履行されないものを含む。）については、訴訟

手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第九条 知事等は、私債権について、履行期限を繰り上げることができる理由であつて規則等で定めるものが生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（私債権の申出等）

第十条 知事等は、私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により債権者として配当の要求その他私債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を採らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置を採らなければならない。

（徴収停止）

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、規則等で定めるところにより、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 私債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第十二条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則等で定めるところにより、履行期限を延長する特約等を行うことができる。この場合において、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約等を行うことができる。この場合において、既に発生した遅延損害金その他の徴収金（次条第一項及び第十四条において「損害賠償金等」という。）に係る私債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第十三条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした私債権について、当初の履行期限（前条第二項の規定により当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（私債権の放棄）

第十四条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込

まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

（報告）

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（情報の提供）

第十六条 知事等は、未納となっている債権の状況に関し、規則等で定めるところにより、必要な情報の提供に努めなければならない。

（委任）

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（適用範囲）

2 第七条の規定は、同条の施行の日以後に発生した私債権に係る遅延損害金について適用する。ただし、同条第六項の規定は、同条の施行の日前に発生した私債権に係る遅延損害金に相当するものについても適用する。

（三重県特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

3 三重県特定公共賃貸住宅条例（平成八年三重県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）」を「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）」に改める。

（三重県営住宅条例の一部改正）

4 三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十六条中「三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）」を「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）」に改める。

附 則（令和元年十二月二十三日三重県条例第三十号）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第七条第二項に規定する履行期限が到来した場合における遅延損害金に係る利率について適用し、同日前に同項に規定する履行期限が到来した場合における遅延損害金に係る利率については、なお従前の例による。

企業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程

(平成二十六年三月二十七日 三重県企業庁管理規程第一号)

(趣旨)

第一条 この管理規程は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この管理規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この管理規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 課長 三重県企業庁組織規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第一号。次号において「組織規程」という。）第二条に規定する課の長をいう。
- 二 所長 組織規程第九条に規定する事業所の長をいう。
- 三 債権管理者 企業庁長又は企業庁長の債権の管理に関する事務の権限の委任を受けた者をいう。

(企業庁長の役割)

第三条 企業庁長は、債権の管理の適正を期するため、企業庁における債権の管理に関する事務で、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 一 債権の状況を把握すること。
 - 二 債権の管理に関する事務の処理を推進すること。
 - 三 債権の管理に関する事務について必要な指導及び調整を行うこと。
- 2 企業庁長は、前項の事務を財務管理課長に行わせることができる。

(債権管理簿の整備等)

第四条 債権管理者は、その所管に属する債権を適正に管理するため、債権の管理に関する記録を記載した書面（次項において「債権管理簿」という。）を整備し、債権の管理に関する事務及びこれに付帯する事務について、自ら検査を行わなければならない。

2 債権管理簿に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 債権の名称
- 二 債務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 三 債権の金額
- 四 債権の発生及び徴収に係る履歴
- 五 その他必要と認める事項

(督促)

第五条 条例第六条に規定する督促は、法令、条例及び規則等に定めがあるものを除き、履行期限経過後二十日以内に債権管理者が書面により行うものとする。

- 2 前項に規定する督促において指定する期限は、同項の書面を発する日から起算して十日を経過した日（当該経過した日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日（当該経過した日が三重県の休日）とする。）とする。

(履行期限の繰上げ)

第六条 条例第九条の規定による履行期限を繰り上げることができる理由であつて規則等で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が自ら担保を滅失し、又は損傷したとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- 四 債務者である法人が解散したとき。
- 五 債務者が死亡した場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法令又は契約に基づき債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたとき。
- 2 前項の規定による履行期限の繰上げは、債権管理者が行うものとする。

(徴収停止)

第七条 債権管理者は、条例第十一条の規定による徴収停止の措置を採る場合は、あらかじめ同条各号のいずれかに該当する理由、当該措置を採ることが債権の管理上必要であると認める理由、債務者の業務又は資産に関する状況、債務者の所在その他必要な事項を明らかにして行わなければならない。

- 2 債権管理者は、条例第十一条の規定による徴収停止の措置を採った後、事情の変更等により当該措置を維持することが不適当となったことを知ったときは、直ちに当該措置を取りやめなければならない。

(履行延期の特約等)

第八条 債権管理者は、条例第十二条の規定による履行延期の特約等（以下「履行延期の特約等」という。）をする場合は、あらかじめ次に掲げる事項

を記載した書面を債務者に提出させて行うものとする。

- 一 債務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 債務の金額
- 三 債務の内容
- 四 履行期限の延長を必要とする理由
- 五 履行期限の延長に係る履行期限
- 六 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- 七 その他必要と認める事項

2 債権管理者は、履行延期の特約等をしたときは、当該結果について債務者に、又は必要に応じて、保証人に通知しなければならない。
(履行期限を延長する期間)

第九条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、履行期限(条例第十二条第二項の規定により履行期限後に履行延期の特約等をする場合にあっては、当該履行延期の特約等をする日をいう。以下同じ。)から五年(条例第十二条第一項第一号又は第五号に該当する場合にあっては、十年)以内において、当該履行期限の延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)
第十条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対し、次に掲げる事項のうち必要な措置を採るものとする。

- 一 担保又は増担保の提供、保証人の保証又は変更その他担保の変更をさせること。
- 二 県が当該債務に係る債務名義を取得すること。
- 三 債務証書(県に対する債務の履行及び当該債務の履行に関して従う条件を記載した書面をいう。)を提出させること。
- 四 官公署等に資産等の調査を行うことについての同意書を債務者又は保証人に提出させること。
(履行延期の特約等の条件)

第十一条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

- 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- 二 次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、当該履行期限の延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が県の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ハ 条例第十条第一項に掲げる理由が生じたとき。

ニ 債務者が第一号に掲げる条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該履行期限の延長に係る履行期限にすることが不相当となったと認められるとき。

(延納利息)

第十二条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、利息（以下この項及び次項において「延納利息」という。）を付するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該延納利息を付さないことができる。

一 履行延期の特約等をする債権が条例第十二条第一項第一号又は第三号に該当するとき。

二 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなっているものであるとき。

三 履行延期の特約等をする債権が利息、遅延損害金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に応じて付する加算金に係る債権であるとき。

四 履行延期の特約等をする債権の金額が二千円未満であるとき。

五 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が千円未満であるとき。

2 前項の規定による延納利息の額は、履行延期の特約等をする債権の金額（千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、履行期限の翌日から当該履行期限の延長に係る履行期限までの日数に応じ、履行延期の特約等をする日の属する年度の三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）第七十一条第一項の企業庁長が別に定める率を乗じて計算した額とする。ただし、その金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(未納となっている債権の状況)

第十三条 企業庁長は、毎年、条例第十六条の規定により債権処理計画（未納となっている債権の状況をまとめた債権の処理に関する計画をいう。）を策定し、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に使用している債権の管理に関する記録を記載した書面であつて、第四条第二項各号に掲げる事項を記載していると認められるものは、同条第一項に規定する債権管理簿とみなす。

3 この管理規程の施行の際現に定められている債権の処理に関する目標を定めた計画であつて、第十三条に規定する債権処理計画と同等の内容を有すると認められるものは、同条に規定する債権処理計画とみなす。

附 則 (令和二年五月二十六日三重県企業庁管理規程第八号)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 この管理規程による改正後の第十二条第一項の規定は、この管理規程の施行の日以後に履行延期の特約等をする場合について適用し、同日前に履行延期の特約等をした場合については、なお従前の例による。